

「山下公園庭園育成業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「山下公園庭園育成業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる評価事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 業務実績
- (3) 業務内容

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 業務の体系、役割分担と技術者の配置
 - (2) 業務実施のための人員体制
 - (3) 企業の実績
 - (4) 現場責任者・担当技術者の実績
 - (5) 工程計画と作業計画
 - (6) 業務実施方針と植物育成計画
 - (7) 庭園全体の修景計画
 - (8) 庭園の魅力を高めるための取組
- 2 プロポーザルの評価にあたっては提案書をもとに行い、提案者にヒアリングを行うものとする。申込者が5者以上の場合は書類選考を実施し、最大4者にヒアリングを実施する。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。ただし、同点の場合は、評価委員会にて採択を行う。
- 4 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言等が発令された場合、ヒアリングは行わず、提案書および提案書の説明資料をもとに評価を行うことができる。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

- | | |
|------|-------------------------|
| 委員長 | 環境創造局みどりアップ推進部長 |
| 副委員長 | 環境創造局公園緑地部長 |
| 委員 | 環境創造局技術監理課長 |
| 委員 | 環境創造局みどりアップ推進課担当課長 |
| 委員 | 環境創造局みどりアップ推進課担当係長 |
| 委員 | 環境創造局南部公園緑地事務所都心部公園担当課長 |

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を環境創造局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

6 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和3年11月11日から施行する。